

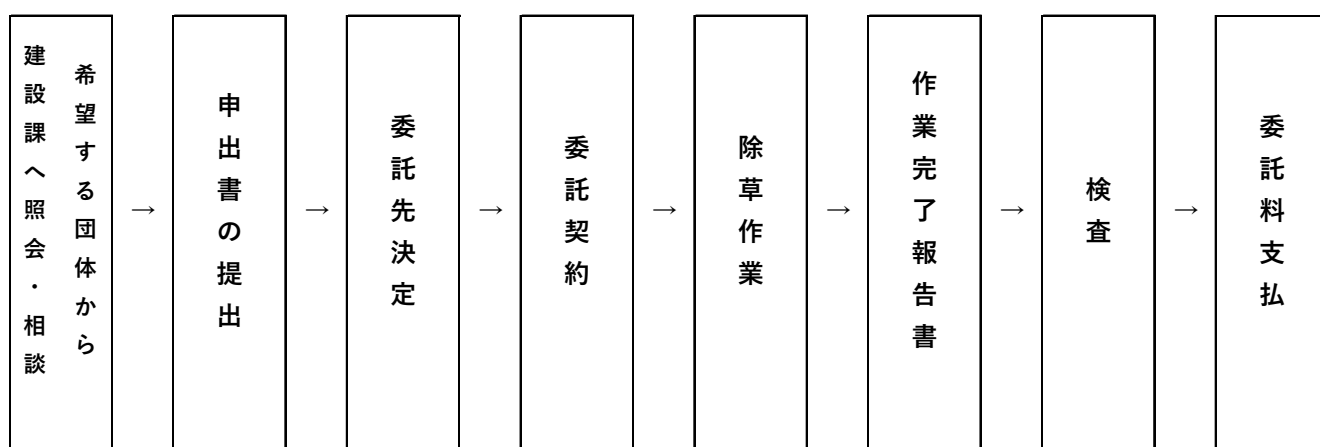
～ 住 民 団 体 等 へ の 草 刈 り 業 務 委 託 制 度 ～

道路・河川脇の草刈りに御協力いただける団体を募集します！

自分たちの住むまちの道路・河川を常に安心・安全で美しく大切にさせていただくために、男鹿市では、住民団体と協働で実施する道路・河川脇の草刈り業務委託制度を市内各地で推進しています。

ご希望の団体は、建設課へ実施場所等を相談のうえ、「草刈り作業実施申出書」を建設課へ提出して下さい。

委託制度の流れ



※1 草刈りを実施できる区域は、建設課にお尋ねください。実施面積は 1,000 m²以上です。

※2 お申しいただける団体は、自治会、婦人会等の地域住民団体、ボランティア団体、水利組合、森林組合及びこれに準ずる団体です。

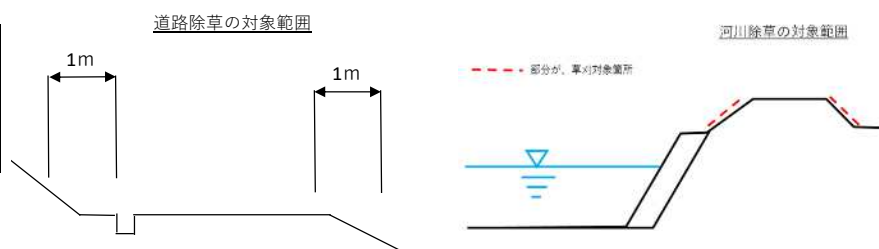
※3 作業にあたっては、必ず団体保険（障害・賠償）に加入していただきます。保険料は、委託料の中に含まれています。

※4 道路上の草刈り作業については、交通状況を勘案し必要と判断した場合は、交通整理員を配置していただきます。

※5 委託料を例示しますと次のとおりです

委託料（例）	委託料（例）
1000 m ² の場合 （最低面積）	36,000 円

※あくまでも例示になります。



〇問い合わせ先 男鹿市産業建設部建設課 TEL 0185-24-9145（建設班）